

令和元年

第3回市議会定例会 議案第8号

函館市母子福祉資金等の償還の免除に関する条例の一部改正
について

函館市母子福祉資金等の償還の免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月2日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市母子福祉資金等の償還の免除に関する条例の一部を
改正する条例

函館市母子福祉資金等の償還の免除に関する条例（平成17年函館市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項各号列記以外の部分中「規定する特例児童扶養資金」の後ろに「または母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）附則第7条第1項に規定する母子臨時児童扶養等資金もしくは同令附則第8条第1項に規定する父子臨時児童扶養資金（以下この項において「特例児童扶養資金等」という。）」を加え、「特例児童扶養資金を」を「特例児童扶養資金等を」に改め、同項第1号中「特例児童扶養資金」を「特例児童扶養資金等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部改正に伴い、母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき貸し付けた資金の償還の免除の対象に母子臨時児童扶養等資金等を加えるため